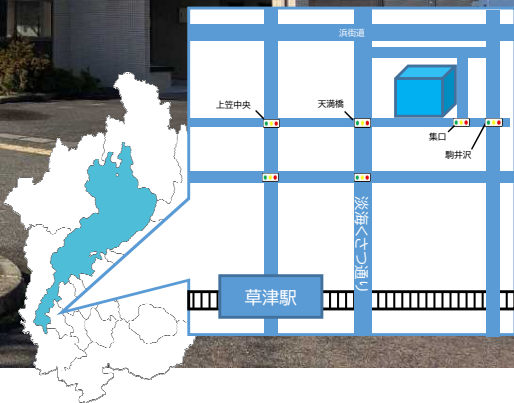


琵琶湖の南部にある草津市。
そこに滋賀県計量検定所があります。
ここは、「適正な計量の実施を確保する」ために設置(H7.5)された県の行政機関
であり、ここでは様々な計量器を検査するための設備が備えられています。



計量通信
Biwako

第 1 号
2021.7

滋賀県計量検定所の紹介



大型分銅

1個500kgになる大型の分銅。
トラックスケール(車両重量計)などの大型はかりを検査するために
使用します。



タクシーメーター装置検査場(基準ローラー)

タクシーメーターを検査するために使用します。
基準ローラーの上にタクシーを乗せて走走させます。

展示ホール

各種計量器や「メートル原器」、「キログラム原器」のレプリカ、昔の天秤などが展示されています。(一般の方でも自由に見学可。)

基準天秤

微小な分銅を検査するために使用します。
0.001mgの分解能まで計量できる精密なはかりです。



教えてや！計量法！～取引・証明とは？～

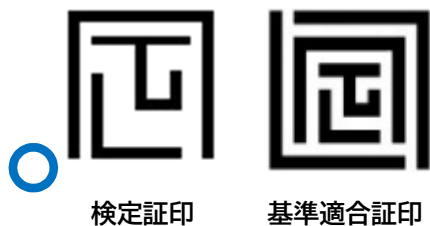
Q:どんな計量器でも取引や証明行為に使用してよいのでしょうか？

A:事業等で取引や証明行為に計量器を使用するには、左下の「検定証印・基準適合証印」が付されている計量器を使用しなければならないと定められています。

また、有効期間が定められている計量器(タクシーメーター、燃料油メーター、電気・水道・ガスメーターなど)はその期限を超過して使用することはできません。

はかりについては、有効期間が定められていませんが、2年に1度、行政等が実施する定期検査を受検するか、計量士による検査のいずれかを受けなければならないとされています。

なお、家庭で使用される料理用はかりや体重計のように、右下のような家庭用マークが付された計量器は、取引や証明行為には使用できませんのでご注意ください。



主な検査(検定)の実績 2021年5月分(速報)

計量器の種類	検査(検定)数
長さ計(タクシーメーター装置)	91
質量計(はかり)	34
体積計(燃料油メーター・水道メーターなど)	89
圧力計	29
その他	0
合計	243

※検定とは、計量器が製造・修理等された際に受ける検査のことです。

なお、タクシーメーター装置は検定ではなく、検査と呼びます。

Q:取引や証明行為とはどのようなものが該当しますか？

A:計量法では、取引とは「有償、無償を問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為」をいいます。

また、証明とは「公にまたは業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明すること」となっています。

例えば、精肉店が対面販売ではかりで面前計量し販売することは「取引」に該当します。

また、工場などで商品を詰めてその重さを計量し、ラベルなどに表記する場合も「証明」に該当します。

(参考) 取引又は証明のための計量に該当／非該当事例 (一般例)

	該当する場合	該当しない場合
取引	<ul style="list-style-type: none"> 食肉販売に際しての質量の計量 ガソリン販売に際しての体積の計量 タクシーの料金算出に際しての距離の計量 農家が庭先で農産物を販売する際の質量の計量 服地販売に際しての長さの計量 倉庫に物品を保管する際の保管料算定のための長さ及び体積の計量 宅配便等小包料金算定の際の質量及び長さの計量 委託加工賃を物品の質量によって決定する際の質量の計量 店舗の賃貸料を決定する際の面積の計量 	<ul style="list-style-type: none"> 製造事業者が生産工程において内部的に行う各種の計量(材料の調査、長さのチェック等) 家庭内での計量 (日曜大工で棚を作る際に板の長さを計量、お菓子づくりの際の小麦粉の質量の計量等) 友人間等での単発の物品のやり取りの際に行う計量(業務上とは認めがたいもの) たまたま隣人に米を分ける際に行う計量
証明	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治体が一般に公表するために行う濃度等の計量 国税庁が行う酒税賦課のためのアルコール濃度の計量 土地の登記に際して行う面積の計量 工場等が行政機関に報告するために行う排水量の計量 病院や学校において行われる体重測定の結果が、健康診断票に示され通知、報告等される場合の体重の計量 	<ul style="list-style-type: none"> 客に体重を計ってもらうために店頭で設置されたはかりを使用しての体重の計量(単なる自己の健康管理用) 研究所等が内部的に行う各種の計量

経済産業省産業技術環境局計量行政室ホームページより

発行元:滋賀県計量検定所
〒525-0022 草津市川原町149-1
TEL:077-563-3145
FAX:077-563-3393
Mail:fd30@pref.shiga.lg.jp
URL:http://www.pref.shiga.lg.jp/keiryou/